

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
事業所母集団データベースの整備・利活用について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、これを事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討する。【No. 52】 ○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。【No. 55】
これまでの統計委員会の意見	<p><諮問第113号の答申 中間年における経済構造統計の整備について（平成30年8月28日）>（今後の課題）</p> <p>2 諒問された統計調査に係る課題</p> <p>（1）経済センサス - 基礎調査</p> <p>① 今回の調査結果については、調査票の配布対象である新規把握事業所を中心に集計され、既存の事業所との合算集計は、外観調査により確認される事業所の活動状態に係る事項に限定される。そのため、母集団DBの情報を用いた、いわゆる「レジスター統計」により、我が国における事業所の全体像を表す統計を作成し、基礎調査の公表後に参考提供することについて検討すること。</p> <p>② 母集団DBのより的確な整備・更新のためには、照会業務とは別に、何らかの確認作業を継続することが必要と考えられるが、それが、今回計画される基礎調査の継続的な実施であるのか、別の方法によるものかについては、現時点では判断は困難である。については、今回調査の実施状況も踏まえ、基礎調査の在り方を含め、平成34年（2022年）以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること。</p> <p>③ 個人経営の事業所を含め、経済活動の変化や事業所形態の多様化をより的確に把握するため、更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団DBの整備・充実を検討すること。</p> <p><平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（令和元年9月30日）>（別紙参照）</p>
各種研究会等での指摘	<p><事業所母集団データベース研究会（第15回；令和3年4月6日）議事概要>（一部抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年調査は、既存の企業・事業所については、売上高、従業者数等の基本的事項を更新せず、調査員の外観調査による活動状態等の確認のみ実施。既存企業・事業所の合併・分割等の把握及び基本的事項の更新の範囲や頻度について、費用対効果を踏まえつつ、見直す方向で検討してはどうか。 ○ 中間年の事業所母集団データベース整備について、ここで検討の対象としているのは、経済構造実態調査対象外の企業かと思う。つまり、企業数は多いが、売上高では下位2割に属する企業であり、今後、ここまで網羅していくとなると、費用対効果は遞減していくことになると思う。（中略）費用対効果を踏まえた検討が必要であると考える。
担当府省の取組状況の概要	<p><令和3年度統計法施行状況報告（暫定版）> （参考2；【No. 40】、【No. 51】～【No. 58】参照）</p>

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のからい離については、法人番号公表サイト情報から同データベースに追加した約160万法人について、経済センサス基礎調査による活動状況の確認等を行うなどにより、大幅に改善していることから、第Ⅲ期基本計画に記載された内容について、おおむね取組が終了しているものと評価できる。 ○ 事業所母集団データベースにおける年次フレームの有用性の向上に向けた取組については、①プロファイリング活動^(注1)と②経済構造実態調査の実施により、売上高上位約8割の企業の基本的事項を毎年更新（経済センサス活動調査実施年を除く年）するほか、経済センサス・基礎調査や<u>行政記録情報に基づき</u>、新たに事業を開始したと考えられる事業所・企業を主な対象とした統計法第27条の規定に基づく照会業務^(注2)により、主として新設・廃業に関する情報を更新している。 一方で、上記①及び②の対象とならない既存事業所については、直近の経済センサス・基礎調査では外観による活動状況の把握のみであったため、経済センサス活動調査の中間年における事業所の<u>売上高等の基本的事項の整備が課題として</u>示されていることから、<u>必要な</u>取組について次期基本計画に記載してはどうか。 ○ 法人番号の把握については、関係府省の統計調査における取組が着実に進められているところ、今後も継続的な取組が必要であるため、次期基本計画の本文に記載してはどうか。 <p>(注1) 「プロファイリング活動」とは、企業ごとに専任の担当者として（独）統計センターの職員を配置し、専用のオンラインシステムを介して統計調査の回答などを支援する活動をいう。<u>なお、（独）統計センターでは「プロファイリング活動」を「企業調査支援事業」として実施しており、次期基本計画においてはこの名称を用いることとする。</u></p> <p>(注2) 「統計法第27条の規定に基づく照会業務」とは、行政記録を基に新設・廃業があったと考えられる事業所を対象に、事業の活動状況や売上高、従業者数等の基本的事項について、民間事業者を活用して郵送等により把握する業務をいう。</p> <p>＜基本的な考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省は、経済センサス活動調査の中間年における事業所母集団データベースの更なる整備を図るため、報告者の負担や地方公共団体・統計調査員の事務負担にも考慮しつつ、<u>企業・事業所の基本的事項の更新範囲や頻度を高めることについて</u>、経済センサス基礎調査の見直しを含めて検討を行う。【総務省；令和6年（2024年度）経済センサス・基礎調査の企画時期までに結論を得る。】 ○ <u>事業所母集団データベースの整備に当たって、引き続き行政記録情報等を用いた経常的な更新を行っていく。【本文に記載】</u> ○ 各府省は、事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、これを事業所母集団データベースに登録する。【本文に記載】
<p>備考（留意点等）</p>	

<平成 30 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（令和元年 9 月 30 日）>

3 事業所母集団データベースの整備・充実に向けた対応

第Ⅲ期基本計画では、事業所母集団データベース（以下、本項目において「DB」という。）の整備・充実に関し、以下の表に掲げる対応を行うこととされている。

（1）取組状況

ア DBに格納する統計調査の範囲拡充については、以下の取組を行っている。

- ① 各産業の経済構造を毎年（経済センサス・活動調査実施年を除く。）把握するものとして、令和元年 6 月から新たに実施している経済構造実態調査の結果を格納し、令和 2 年から提供予定
- ② 法人番号公表サイトから法人情報を追加した名簿を用いて令和元年 6 月から同 2 年 3 月にかけて実施する経済センサス・基礎調査の結果を格納し、追加法人を判別するフラグを付与するなどして、令和 2 年の同調査の確報公表に合わせて提供予定

イ レジスター統計について、有識者を交えつつ、集計方法等の検討を進めている。

ウ 独立行政法人統計センターが実施するプロファイリング活動³において、企業ごとに配置された専任担当者（プロファイラー）が、法人番号公表サイトの変更情報や有価証券報告書等の情報を定期的に確認するとともに、企業のM&A情報等を提供している民間商用データベースも活用するなどして、企業の合併・分割等による開業・廃業状況、名称・所在地変更等を経常的に把握し、母集団情報を更新している。

エ これまで DB に格納していなかった法人を法人番号公表サイト情報から追加するなどして、専従の役員・労働者等が存在しない法人も格納・提供する予定である。また、2020 年農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体情報を DB に格納するとともに、建設業許可事業者名簿に記載された企業情報を令和元年度から順次 DB に格納する予定である。

オ 上記エ前段の取組により約 160 万法人を追加した名簿を用いて経済センサス・基礎調査を実施し、その結果を踏まえ、法人企業統計の母集団名簿と DB との間におけるかい離について、令和 2 年度中に詳細な分析を行う予定である。

（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等

第Ⅲ期基本計画に記載されているとおり、DB は、企業・事業所等を対象とする各府省の統計調査において、母集団情報として活用されているところであり、上記（1）のとおり、DB の整備・充実に向けた取組が着実に実施されていることは、企業・事業所活動の実態・変化をより的確に把握・提供する観点から、評価できる。経済統計の精度向上を図る観点からは、各統計調査の母集団情報のカバレッジの拡大が重要であることから、引き続き、各府省等との連携を図りながら、第Ⅲ期基本計画に沿って所要の措置を講ずることが望まれる。

なお、法人企業統計の母集団名簿と DB との間におけるかい離について、総務省は、令和 2 年度中に詳細な分析を行うとのことであるが、適時に、統計委員会に対し、中間報告を行うことが望まれる。

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用及びレジスター統計 ² の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。	総務省、 関係府省	平成30年度 から順次実施する。
○ 専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた事業所母集団データベースに登録する法人・事業所等の情報について、事業所母集団データベースへの格納方法や、具体的な母集団情報としての提供を検討する。	総務省	平成30年度 末までに結論を得る。
○ 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、事業所母集団データベースに登録する方向で検討する。	総務省、 関係府省	平成30年度 末までに結論を得る。
○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。	総務省、 財務省	令和3年度 末までに結論を得る。